



平成29年(ネ)第1843号 損害賠償等本訴・同反訴請求控訴事件  
控訴人 吉井康雄  
被控訴人 学校法人大阪経済大学

## 控訴理由書

平成29年8月14日

大阪高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人 吉井康雄



### 1 はじめに

原判決は、被控訴人学校法人大阪経済大学（以下「被控訴人大学」という。）が次の別件訴訟に係る情報をインターネット上のホームページ（HP、ウェブページともいう。なお、被控訴人大学はこれをブログと称していたが、大阪地裁の表記にしたがって、過去のデータは別として、控訴人は、以降、ウェブページと表記する。）に情報公開したことにより、被控訴人大学の名誉権侵害、業務遂行権侵害、労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為に当たるとして、損害賠償請求権を主張し、合計1500万円（名誉棄損による損害365万5410円、業務遂行権侵害による損害942万0690円及び議事内容の秘密侵害による損害192万3900円の合計）及び遅延損害金の支払いを求め、かつ、名誉権侵害および業務遂行権侵害に基づく削除請求権を有するとしてウェブページの削除を求める損害賠償等請求事件（本訴という）と、本訴提起は不当訴訟に当たるとする控訴人の損害賠償等請求反訴事件に関する判決である。なお、控訴人は、下記別件訴訟、特任教員としての地位保全、地位確認を求めた訴訟の後、被控訴人大学に訴えられたのが原裁判であり、この判決に至っている。

### 別件訴訟

平成15年(ヨ)第10009号 地位保全仮処分命令申立事件

債権者 吉井康雄

債務者 学校法人大阪経済大学

平成25年(ワ)第5815号 地位確認等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 同代表者理事長 勝田泰久、井形浩治、池島真策

平成26年（ネ）第2955号 地位確認等請求控訴事件、

平成27年（ネ）第176号 同附帯控訴事件

控訴人兼附帯被控訴人（第1審原告） 吉井康雄

被控訴人兼附帯控訴人（第1審被告）

学校法人大阪経済大学 同代表者理事長 佐藤武司、井形浩治、池島真策

(1) 原判決、本訴請求事件の事実経緯の表記に関して

ア 事実③に関する経緯（イ）の部分（乙130、19頁）の表記は誤りである

- ① 「カリキュラム委員会は他学部の規程を参考に運営されており」の部分は、「他学部の規程とは係わりなくなく、慣例的に業務引継ぎされており」が正しい。その根拠は、控訴人は1999年から2001年までカリキュラム委員会委員であり、規程の存在を青水司教授ら同僚に質問し、「申し送り」であることを確認している。

なお、人間科学部カリキュラム委員会規程は2010年7月制定（乙72）、経済学部カリキュラム委員会規程は2014年4月制定（乙73）と最近のことである。

- ② 「特任教員任用手続においても、…<略>…カリキュラム委員会及び本件教授会が授業担当計画を事前に審議し、承認をするという運用が行われていた」の部分は明確な誤認識であり、「特任教員任用手続においては、カリキュラム委員会及び本件教授会が特任教員申請者の授業担当計画を事前に審議・承認するという運用は、慣例的に行われたことがない」が真実である（乙26、乙97）。

控訴人は、前述の教務委員会委員兼カリキュラム委員会委員をしていた1999年7月2日の教授会で、特任教員任用規程（旧規程）（乙39）のもとで濱本泰と千葉勇夫の2名の教授の特任人事を経験しているが、前述の手続きはされていない。

また、新規程（乙13）のもとでの二宮正司教授の特任人事においてもそのような手続きがなかったことを、池野氏をはじめとする数名の教授会メンバーに確認している。なお、井形浩治学部長・理事（当時）は、「そのような手続きをした」と虚偽の証言をしている（乙2、乙22）。

イ 事実③に関する経緯（カ）の部分（乙130、21頁）の表記は明瞭な記載ミス

- ① 「特任教員任用規程上、授業担当計画について学部長と対象者が協議の上で推薦委員会に提出することになっていたが（特任教員任用規程第9条1項）」は、「特任

教員任用規程第9条1項の③によれば、学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出することになっていたが正しく(乙13)、被控訴人大学の井形浩治、池島真策、北村實らは、2012年9月28日の経営学部教授会において、控訴人に適用する不正な特任教員任用規程を偽装し、説明している(乙100、乙101)。これによれば、「学部長と対象者が協議の上、学部長が推薦委員会に提出するか否かを定める」とし、さらには、「対象者の3ヶ年の担当科目についてはカリキュラム委員会の承認を得ること」とし、この3ヶ年の講義計画は控訴人ではなく、学部長が作成するとしている。信義誠実の原則に反する行為である。

## (2) 原判決、本訴請求事件及び反訴事件の争点に関して

本訴請求事件及び反訴事件は、次の7つの争点に切り分けて判決に導いている。

争点1：公共性及び公益目的の有無について

争点2：真実性又は真実相当性の有無について

争点3：意見又は論評としての域を逸脱するか否かについて

争点4：業務妨害を理由とする不法行為の成否について

争点5：教授会の議事内容の公開を理由とする不法行為の成否について

争点6：被控訴人大学の損害額および削除請求の可否について

争点7：被控訴人大学の本訴提起による不法行為の成否について

争点1ないし争点3の事実関係の精査に基づき、被控訴人大学に対する名誉棄損を理由とする不法行為は成立しないと、明快に判示されている。

なお、ウェブページに執行部構成員の写真を掲載したことについては、必要性、相当性の点で疑問を抱く余地はあるとしても、また、全ウェブページに「組織的パワハラ、アカハラ」との記載に被控訴人に対する不満や鬱憤を晴らす意図を併せ有していたとしても、そのことから直ちに、本件記事の掲載につき公共性ないし公益目的が失われるということもできないと、憲法で保障された基本的人権の1つ、「表現の自由」とのバランスを明快に判示されている。

なお、控訴人が主張しておきたいことは、控訴人のウェブページ上の表現は学部長等の行為を感情的に非難しているのではなく、理性的に、学校教育法第9章大学第83条第1項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」、第2項「大学は、そ

の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」の趣旨を体して、大学のあるべき姿から逸脱している被控訴人大学、組織的に不法行為を行った学部執行部関係者を非難しているのである（乙74）。

争点4の業務妨害を理由とする不法行為では、控訴人の本件行為には違法性又は故意過失がないこと、被控訴人大学がその業務を違法に妨害されたことについての主張立証がないことから、被控訴人大学の主張には理由がないと判示されている。

争点5の教授会の議事内容の公開を理由とする不法行為の成否では、本件教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）を理由とする不法行為に基づき、被控訴人大学が被った損害を賠償すべき責任を負うとされている。

争点6では、被控訴人大学の損害額は、争点5の精査により、30万円が相当とされ、名誉棄損及び業務妨害を理由とする不法行為は成立しないことから、これを前提とする損害賠償請求並びに本件記事等の削除請求（主位的請求及び予備的請求）は棄却されている。

争点7は、被控訴人大学の本訴提起は不法行為に相応するかという争点であるが、訴えの提起が裁判制度趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解すべきで、被控訴人大学による本訴の提起に違法性はなく、控訴人に対する不法行為は成立しない。したがって、控訴人の反訴請求は、理由がないと判示されている。

ここにおいて、前述したように、争点5及び争点6の控訴人敗訴部分は控訴人の社会倫理及び法解釈とは異なるため、次の章でその理由及び根拠を述べ、この部分の判決並びに仮執行の取り消しを求めるものである。

なお、判決に導くための事実経緯及びそれぞれの争点での“精査・分析・解釈”の過程に亘って、控訴人をはじめとする膨大な証拠を精査、閲覧していただいたことに、控訴人は感謝の意を表しておきたい。

## 2 教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）が不法行為を形成しないケース

### （1） 争点5の精査により導いた原判決の事実関係について

控訴人の主張は、教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）をした控訴人の行為およびその公開内容は、不法行為を形成しないという主張である。

原判決が不法行為とした争点5を、その状況の観察をもとに、「不法行為の前提条件」、「不法行為の形成」、「損害の評価と影響」の観点で述べ、それらを総合して不法行為に当たらないということを述べる。

#### ア 不法行為の前提条件

不法行為の前提として、大学は、学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることなどに鑑み、学問の自由が保障され、そのために大学の自治が認められるところ、教授会が大学の自治の主要な担い手である。すなわち、次の事由が絶対的な前提となる。

- ① 学問の自由と大学の自治の目的を遵守していること
- ② 学校教育法第9章大学第83条条文に依拠すること

この前提条件のもとで、教授会における審議の方法についても、当該教授会が定めるべきものであり、本件教授会は次のように決めていると判示されている。

- ③ 教授会議事は非公開である
- ④ 議事の録音を希望する者は出席者の了解を得て行う

#### イ 不法行為の形成

アより、控訴人は、被控訴人大学の審議方法に関して次の不法行為を形成する。

- ① 教授会出席者の了解を得ず、無断で議事内容を録音している
- ② 無断で録音した内容をウェブページで情報公開している

#### ウ 損害の評価と影響

前述の控訴人の不法行為により、被控訴人大学および経営学部教授会に次の影響を与えていると判示されている。

- ① 教授会構成員の委縮、真意に基づいた自由な意見表明の困難さをもたらした
- ② 結果として、教授会における適正な意思決定を妨害することになる
- ③ ひいては大学の自治が脅かされる事態に陥りかねない。
- ④ 被控訴人大学の損害額は30万円が相当である（争点6より）。

#### (2) 争点5による原判決を否認する根拠と理由について

控訴人は、控訴人の行為が不法行為に当たらないことを次の手順で立証する。

## ア 原判決を否認する根拠

### ① 法制度の枠組みに反する行為は、その枠組みが不法行為とみなす要件となる

学問の自由は表現の自由の下位概念であるが、独立の条文としてこれを保障する憲法の意図は、国家権力などの介入から学問研究の自由を保障するところであり、その制度的保障として大学の自治が不可侵の制度的中核として存在し、その大学の自治の主体は意思決定機関である学部教授会であるとして、学校教育法第 59 条に「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない」と規定している。

なお、学問の自由の主体には、発信者である教授、准教授、講師らとともに、その受信者である学部学生が受動的な立場ではあるが含まれることに留意すべきで、これへの配慮を欠く場合は不法行為の対象としての要件になる。

大学の自治の内容には、教員の人事に関する諸権限、学則・内規等内部規程の制定権、教育課程・カリキュラムの編成権などがあり、教授会がこの自治の内容を不法に侵害する場合は不法行為の対象としての制約条件になり、不法行為を構成する要件となる。

このような条件は後述の法制度の規定、すなわち、内容もまた制約条件となり、公共の福祉の制約などに反する場合は不法行為とみなす要件となる。この公共の福祉の制約が課されている関連する法制度について、以下に述べる。

#### a 教育基本法の規定に反するケース

教育基本法において、控訴人の訴訟上、公共の福祉の制約が課される内容と思われる部分を以下に抽出する。

#### **第一章 教育の目的及び理念**

##### **(教育の目的)**

**第一条** 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

##### **(教育の目標)**

**第二条** 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## 第二章 教育の実施に関する基本

### (大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

### (教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

#### b 教授会の役割の規定に反するケース

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会大学分科会は、平成 25 年 12 月に「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（案）」（乙 1 3 1）を報告、その要旨は、

- ・大学は公教育を担っていること、国や地方から財政的支援や税制面での優遇措置を受けていることから極めて高い公共性を有している。
- ・大学を取り巻くステークホルダーは学生、教職員をはじめ、その範囲は非常に広いことから、大学の公共性及び適正性の確保が非常に重要である。

学校教育法に基づいて教育研究に関する重要事項の審議機関である教授会に対し、

- ・大学の自治の中核を担う教授会が、具体的にどのような事項を審議しているかは一般に知られることは少ない。
- ・学生の入学や卒業判定の審査、不正行為等に対する懲戒、教員の資格審査など人事に関する事項など、秘密性の保持が求められる事柄も多く、一般的に公開すべきではない。
- ・しかしながら、教授会の役割等について教授会が実際にどのような事柄を審議し、大学の教育研究を高める上でどのような役割を果たしているのかを可視化していくこともまた重要である。
- ・既に一部の大学では、教授会の議事概要や審議事項等をホームページ上で公開するなど、教授会の情報公開の動きも出始めており、積極的に教授会における審議事項の透明化を進めていくことが期待される。

ここにおいて、大学の公共性及び適正性の確保、教授会の議事運営の目的志向性、適切性、透明性が条件となると判断される（乙 7 5、乙 1 3 1）。

#### c 公教育と公務員に準じる立場に反するケース

国の教育のあるべき姿を定めた教育基本法のもとで学校教育法はその実行システ

ムを制定しており、このもとで大学は公教育を担っていることから、被控訴人大学の教員、事務員は公務員に準じる立場にあり、法制度の定める本来の目的に従って正しく機能するように、一定の制限が予定されていると解釈され、その一定の制限を課す判断基準が「公共の福祉」であり、不法行為か否かを識別すると控訴人は主張する。

d 民法の基本原則に反するケース

次の民法第一編第一章第1条の規定は、個別の規定では妥当な解決が導けないケースにおいて、法に定められた規範の具体化により妥当な結論を導く、一般条項と呼ばれるもので、これに反する場合は不法行為とされる。

第1項 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

第2項 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

第3項 権利の濫用は、これを許さない。

第1項は、私権の内容の規定で、他者の権利・利益の確保、本人の客観的利益の確保、公共道徳の確保、経済取引秩序の確保などがその内容で、公共の福祉は、個人の人権相互の矛盾・衝突の調整原理として捉えられているが、今日では社会全般の利益を指す公共の利益もその内容として、公共の福祉が機能している。

第2項は、私権の行使及び義務の履行における信義誠実の原則を規定しており、禁反言の原則、クリーンハンドの原則、事情変更の原則の3種類に分類されるが、控訴人は、自分の言動に矛盾した態度をしてはならないという禁反言の原則、自ら法を尊重し、義務を履行する者だけが、他人に対しても、法を尊重することと義務の履行を要求できるというクリーンハンドの原則を、特に、強調しておきたい。

第3項は、権利濫用の禁止について規定している。この規定の意図は、形式上権利があっても、実際にその権利の行使が不当な目的によるものであり、社会的には妥当性を欠くような場合は、その権利の行使は認められない、という規定である。

② 控訴人は、被控訴人大学の不法行為を改善する努力を長期間行ってきた

原判決では、2003年頃から退職に到る2012年までパワハラを経験、その集大成が2010年から用意周到に準備された特任教員制度の適用拒否です」などの記載に対し、「本件大学経営学部において、執行部により継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていたとの見解を示したものと解される」と判示している（乙130、31～32頁）。

このパワハラ行為は、控訴人だけに向けられたものではなく、執行部の意向に従順で



はないとみなされた教員、事務員にも向けられており（乙81、乙88）、このような被控訴人大学および経営学部教授会の風土改革を求めて、控訴人は次に示す努力を行ってきたが、積極的な協力は周囲からは得られることはなく、我が身に火の粉を被ることを恐れ、火中の栗を拾う勇気ある方々は皆無と実感している。その努力の経緯を示す。

a 2004年2月23日、経営学部教授会メンバーに教授会運営の改善を提案する

配布した文書は、『教授会議事に関するテープなどのメディアによる記録方法の採用のお願い』である（乙136）。ここでの控訴人の提案は、教授会の意思決定が適正に行われるように、発言者の言葉に責任をもたせ、人為に偏しない議論が行われるようにすることで、議事録とは別に音声データで残すことを提案している。

この提案をもとに、北村實グループの1人、青水司教授から人権委員会に名誉棄損で訴えられ、人権委員会規程の懲罰規程にある懲罰委員会がもたれる危機に瀕し、弁護士の協力のもとで難を逃れている（乙137、乙138、甲1-3）。

b 2005年9月24日、理事会・評議会に経営学部教授会運営の改善を提案する

配布文書は、『教員活動評価に関する規程と“パワハラ”に関する資料』である。

経営学部教授会が自らの手で体質改善することが不可能と判断し、学内理事会、学外理事会に焦点をあてて、体質改善の必要性を問いかけたもので、ここでの提案は、進行中の教員活動評価に関する規程は、経営学部では、昇格人事や給与などとリンクさせて執行部の意向に従わせる手段となるリスクが潜在化しており、その対策の必要性を訴えている。さらに、控訴人が青水司、樋口克次により2度も人権委員会に訴えられたが、その実態が人為に偏していることと人権委員会規程には規程本来の趣旨に反する懲罰規程があり、懲罰委員会がもたれると、他の組織から独立させているため、万一、不当に扱われると、教授会で護られることもなく、職位を失う、最悪は解雇のリスクがあること、カンニング不正処理への問題提起、業務品質向上を目指してISO9001認証取得の提案などを行っている（乙137）。

この提案をしたことにより、逆に、2005年10月19日、「貴殿が配布された「教員活動評価に関する規程とパワハラに関する資料」に係る通告」を受け、配布文書の回収と費用弁済を命じられることになり（乙122）、さらに、同11月8日には学内理事会に控訴人の調査委員会が設置され、2006年1月20日付で調査委員会委員長から質問書が届き、控訴人は弁護士をたてて身分保全を図る窮地に追い込まれている（乙123）。

c 2005年1月7日、重森学長に経営学部教授会運営の改善を提案する

教学の長である重森暁学長に面会を求め、学部執行部の教授会運営の改善を求めたが、学長選挙で北村實が選挙参謀を務め、彼を信頼して副学長にされていること、彼の偏った情報に左右されていることなどを感じ、途中で説明を断念している。

d 2008年2月22日、井阪健一理事長に経営学部教授会運営の改善を提案する。

配布文書は、松下幸之助の言葉「ガラス張り経営」という文書である(乙138)。

一部上場企業の会長側近が控訴人の悩みと学内での境遇を心配され、理事長と相談し、改善の動きがなければ、静観すべきとのアドバイスを受け、被控訴人大学の最高経営責任者である井阪健一理事長に面会を求めたものである。経営学部教授会の問題点、学部執行部の不正行為などをまとめ、学部長の任期制導入などの改善に向けての対談をもつ。この対談内容は公開しない約束のため、割愛する。

その後は、静観していたが、2012年1月27日の教授会で藤嶋肇准教授が本人の了解も得ずに自分の担当科目を池島カリキュラム委員長も担当すると決めたことに対し、弱い立場に置かれているにもかかわらず、抗議したこと(乙118)を契機に、退職に至るまで、執行部の発言に疑問を抱いた場合は教授会で苦言を呈している。

このように、控訴人は、被控訴人大学の経営学部執行部(除く、濱本、渡辺体制)の組織的な不法行為、控訴人をはじめ、執行部の意向に従順ではないとみなされた教授会メンバーや事務員に対する不適切な行為、不法行為に直面しては、改善を求めて、経営学部教授会、理事会及び評議会、教学の長である重森暁学長、最高経営責任者である井阪健一理事長に働きかけをしてきたが、経営管理層および教職員の協力が得難い環境では、一人で改善を求めて闘うには限界があることを悟り、執行部らの行為が不法行為であることを立証し、かつ、自らの身を護るための事実情報の収集をしてきた。不法行為の立証に必要な対策として、無断録音をしてきたのもその一貫である。

原判決における、非公開の教授会議事を無断で録音する不法行為、および、教授会の議事内容、合同教授会の情報などをインターネットに情報公開するという議事の秘密の侵害という不法行為については、次のイの後、これらが不法行為には当たらないという反論をする。

イ 被控訴人大学、経営学部執行部（除く、濱本、渡辺体制）による不法行為

控訴人は多くの問題とすべき行為や不法行為を観察、あるいは、当事者として経験してきた。ここでは、前述の、ア ① 「法制度の枠組みに反する行為は、その枠組みが不法行為とみなす要件となる」をもとに、いくつかの事実を挙げ、問題とすべき行為や不法行為の立証を試みる。

① 「法制度の枠組み」に反する不法行為の存在

a セクハラに関すること（乙27～29）

経営学部教授会で担当科目を持たさない、学生相談員にすると決議された西口俊子教授は「担当科目のない教授は教授ではない」と退職を決意され、1999年3月末、二宮正司教授にセクハラされていたことを人権委員会に訴える。

これに端を発して、全学学生にセクハラアンケートが実施されたが、同人の名前が数名の男子・女子学生から挙げられ、これを重く受け止めた渡辺泉学長はセクハラ撲滅のために学生に名乗り出るよう、繰り返し説得に回られたが、名乗り出る学生がいなかったと、控訴人は、直接、渡辺学長よりお聞きしている。

これに係っていた人権委員会の調査委員は、調査委員でもない北村實人権委員が同人に同席して、名乗り出る学生がいなければ問題とはならないと擁護していること、部外者には閲覧できないアンケートを閲覧できる立場にある北村實とアンケートの筆跡から受講生が特定できる同人との連携、当該受講生には直接の不利益(単位取得)を恐れて名乗り出るはずがないと、その理由を控訴人に、直接、話されている。これは法制度の条文に反しており、公共の福祉にも反する不法行為である。

b カンニングした学生の不正処理による「不受験」とする行為（乙86、乙87）

2003年1月、3名の学生がカンニングしたとして挙げられ、試験監督教員2名と学生部が判断したケースを、樋口克次副学部長は北村實学部長と連携して経営学部教授会の多数決で、樋口ゼミ生のみ学生部の判断を無効とし、ゼミ生の当該科目を不受験としている。門田俊夫学生委員長の渡辺泉学長への報告資料より、経営学部執行部の行為は学内の管理システムを破壊する行為であり、成績を改ざんするという行為は学生や社会に対する大学の信頼を裏切る行為である。

なお、この事件の後、北村實は二宮正司を学生委員長にしようとしたところ、渡辺泉学長、里上讓衛学長補佐の学長執行部らはセクハラ疑いのある教員を学生委員長に推すとはと反対されたため、彼は、カンニングの事実を取り消し、成績を改ざんさ

せた樋口克次を学生委員長に据えている。このように、常識では考えられない偏った人材配置を容認するところが被控訴人大学の潜在的な問題点であり、法制度の条文（乙40、乙74、乙75）および公共の福祉に反する不法行為である。

なお、この後遺症が2004年10月の学長選挙に端を発した、渡辺泉学長を推する里上讓衛選挙管理委員長、瀬岡教授の選挙参謀を務めた森田寿一教授、学長候補の瀬岡吉彦教授の3名の特任教員不採用へと繋がっていると噂されていた（乙61～68、乙69、甲1-9）。

- c 教員の公募採用システムにおける、公募者への公正な審査を欠く偏った採用人事  
公示条件にもとづいて応募した多くの公募者に対し、事前に採用する人物を特定して、当該人物を採用するために、「その方がパスできるように適宜変更すればよい」との公募条件の変更は、その実態を知りえない公募者に対し、大学への信頼という見えざる財を喪失せしめる不適切な行為である（乙54、乙144）。

- d 経営学部教員の昇格人事や担当科目への組織的な不適切な行為

昇格人事では、2008年7月18日の教授会で、渡辺大介執行部が伊藤正之講師を准教授にするために、北村實グループの協力を得る必要から樋口克次を審査委員長にしたが、突然、12月に審査委員長を降り、渡辺大介学部長の再三の協力要請も空しく、昇格人事は流れている（乙82）。この背景には、2006年8月31日の大阪経済大学教職員組合執行委員会の文書「OH氏の処分に関わる経過と問題点について」（乙88）が影響している。

この経緯は、2005年6月20日に樋口克次副学部長が控訴人を名誉棄損で人権委員会に訴えたことに端を発し、人権委員会に調査委員会が設置され、調査委員長の藤澤宏樹人権委員長と調査委員のOH人権委員が実態調査のうえ、名誉棄損に当たらないとしたことにより、樋口克次が訴えを取り下げ、樋口ゼミ生の発言「セクハラで退職した教員が本学に勤務している」をもとに、2006年6月12日に北村實理事と高橋努理事に呼び出され、その後、退職に追い込まれたが、その時の教職員組合執行委員会委員長が伊藤正之という因縁があったためである。

なお、藤澤宏樹准教授は、2006年1月13日教授会での北村實の「藤澤さんのご担当科目をね、…もう一度ね、みなおすというね、カリキュラム委員会、委員会がみなおす、総合的に見直すということになってるでしょう」発言（乙84、5頁）と2012年5月11日の教授会の前に、国庫助成委員会委員長の「持ちコマを減らされ

て困っており、教職のコマをまわしてくれと言われてお世話したことがある」発言を照合し、インターネットで公開されているシラバスより、藤澤宏樹准教授の当該年度の担当コマ数が就業規則の4コマを割る状況に追い込まれていたことで、担当コマ数に不当に圧力を加えられていたことが事実であることが立証される（乙117）。

2015年1月15日の教授会で、教授昇格人事を辞退し、その後、教授として他大学へ転籍した吉垣實准教授のケース、2012年1月27日の教授会で、藤嶋肇准教授が、池島真策副学部長兼カリキュラム委員長に対し、自分の担当科目を本人の同意もなく持つことになったことに対して不安を感じているとの発言（乙118）にあるように、可視化されていない教授会での不適切な行為があったことが立証される。

② 教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性を利用した不法行為について

学問の自由の派生権利である大学の自治の主体は学部教授会であると一般に理解されており、その制度的保障として、国家権力などの圧力や干渉を排して、研究と教育を自主的・自律的に決定し遂行することが担保されていることは前述したとおりである。

この学問の自由の内容には、教員の人事に関する諸権限、学長・学部長等の選任権、学則等内部規程の制定権、教育課程・カリキュラムの編成権などがある。

この内容に関し、前述の不法行為の他に、被控訴人大学の経営学部執行部は教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性を利用して、様々な不法行為を行っている。

a 内部規程の制定権にみられる、経営学部教授会決議方法に関する不法行為

2011年11月11日、北村實と田中健吾の元執行部が「経営学部教授会決議方法について」という動議（乙99）をし、反対意見のあるなか、1年限りの試行ということで強行採決したものである。この決議方法は下記に示すように、教授会を欠席する者も、人事案件を含む各議事の決議に事前投票できるという決議方法である。

この新しい決議方法は、公正であるべき教授会決議を冒とくするもので、次に示すように常識では考えられない不法な決議方法である。

- ・ この新しい教授会決議方法は、経営学部教授会規程（議決）第9条に反する決議方法である（乙37）。
- ・ 教授会の開催前に学事課から教授会議事録のIV.議題に記載された項目のみ、メールで知らされ、投票が

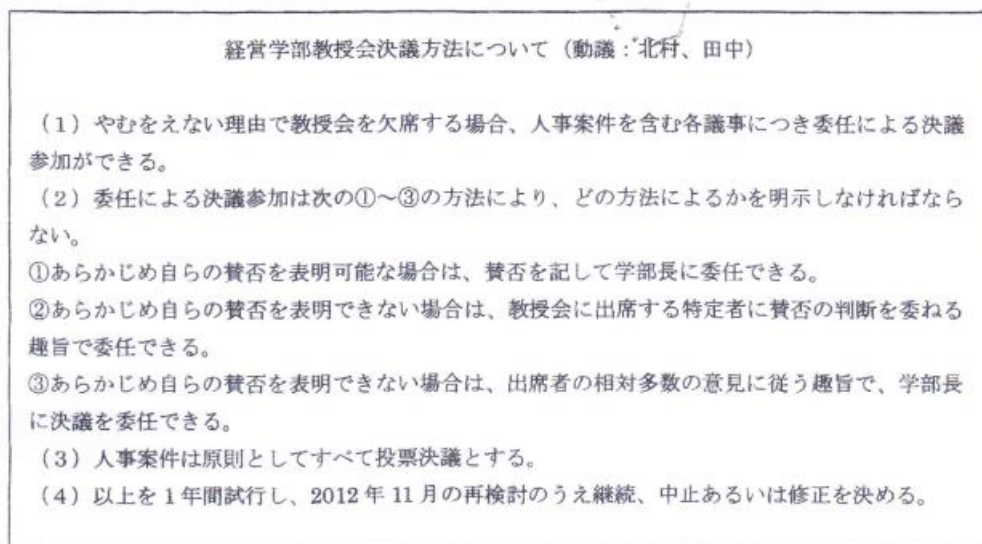
Ⅰ. 日時	2012年11月16日（金） 18:35～15:35	
Ⅱ. 場所	E館第1・2会議室	
Ⅲ. 出席者	経営学部長他 計43名	
出欠表		
○	井形 浩治	○ 東 裕一
○	池島 真策	○ 池野 重男
		○ 栗田 聡子
		○ 曾根 秀一
IV. 議 題		
1.	入試可否判定に関する件	
2.	教務に関する件	
3.	入試に関する件	
4.	学生部に関する件	
5.	進路支援に関する件	
6.	人事に関する件	
7.	次期学部長選出について	
8.	カリキュラムについて	
	その他	

必要な議題の内容（含む、人事案件）は事前には知らされることはない。

- ・ したがって、教授会を欠席する者が事前に可否投票することは不可能である。

この決議方法による混乱は、2012年6月22日の教授会での教員審査において、票読みをした女性教員が出席者数と投票数に違いがあることを指摘して、一旦、審議を中断して調べた結果、欠席投票があったことが判明している。欠席した教員が何故この人事案件を事前に知り、欠席投票をしたのか、誰がこの欠席投票を受け取ったのかが疑問であり、控訴人が執行部に問いただすと、田中健吾准教授（現在は教授）と黒田尚樹准教授にストップをかけられ、確認することができなかった。

2011・11・11 経営学部教授会



理由

- ・ 教授会メンバーの意思を教授会決議によりよく反映するために、やむをえない公務・私事により教授会を欠席する場合の決議参加権を適正な委任方法により保障する。

この決議方法は控訴人を標的にしていると直感し、不正を正そうとしたが、井形執行部は議論を拒み、2012年11月までの1年限りの試行というのみであった。

控訴人の特任申請書が特任推薦委員会に提出されれば、教授会で推薦を受理するか否かの可否投票が行われるのが2012年10月頃であるから、この新しい決議方法はその投票を標的にしていることが容易にくみ取れる悪意のある決議方法である。

なお、特任教員任用規程（新規程）は自分が作ったと発言する北村實は、控訴人の申請書類を推薦委員会に提出すれば、教授会の可否投票で否決しても、推薦委員会の実態調査により、執行部の不法行為が表面化し、控訴人の任用が確実となるため、北

村實は井形執行部と連携して、控訴人の申請書類を推薦委員会に提出しないという、極めて悪質な不法行為を遂行して、特任人事を妨害したのである（乙61～68）。

- b 内部規程の制定権にみられる、特任教員任用規程の偽装とその適用という不法行為  
2012年9月28日の教授会で、井形学部長は特任教員任用規程（新規程）とは異なる不正な特任教員任用規程を偽装し、この偽装した規程を控訴人に適用すると教授会メンバーに説明する。偽装内容の内、重要な事項を以下に示す（乙100、乙101）。

- ①控訴人の3ヶ年の講義科目はカリキュラム委員会の承認を得ること
- ②学部長が控訴人の授業計画をつくる
- ③学部長は特任申請者と2人で協議して学部長が特任申請を決める。

①は、特任教員の申請にあたって、事前に、特任教員の担当する3ヶ年の科目をカリキュラム委員会が承認するという驚くべき規程である。カリキュラム委員会の審議事項の1つは、カリキュラムの改定および運用に関する事項を審議し、教授会に答申するのみで、承認する権限はない。これは人間科学部、経済学部いずれのカリキュラム委員会規程をみれば事実であることが立証される（乙72、乙73）。

特任教員任用規程（新規程）にはカリキュラム委員会の文字は見つからないことから、偽装していることが立証される。第3者の意見として、城推薦委員（人間科学部学部長・理事）の控訴人宛メール（乙26）にもカリキュラム委員会は特任教員任用とは係わりがないと記載されている。

②は、井形学部長が控訴人の講義計画をつくるとする内容の偽装規程であるが、2014年8月8日の大阪地裁での井形浩治と池島真策への尋問から、控訴人の講義計画をつくる能力がないことが自明である（乙8、乙9）。

③は、新規程では、「学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する」（乙13）と3者協議であることを明記しているが、「学部長は特任申請者と協議して学部長が特任申請するかを決める」と2者協議とし、最後に、「学部長が特任申請を決める」としていることから、規程の偽装が立証される。

このように、北村實をはじめとする経営学部執行部（除く、濱本体制、渡辺体制）は、内部規程の制定権を悪用して、不法行為を行っていることが立証される。

これは、被控訴人大学の就業規則第5条「本学は、教・職員の採用、退職などの人事に関しては公正に行う」（乙25）に反しており、信義則違反行為である。

③ 遵法精神の欠如による不法行為について

前述の学問の自由の内容を、大学が、教授会が、信義誠実のもとに、教育基本法の教育の目的および教育の目標を達成するためには、この遵法の精神が普遍的に重要である。

ここでは、被控訴人大学経営学部執行部の行動規範に焦点をあてて、不法であるとの認識のもとで、不法行為を遂行している事実を立証する。

a 文部科学省の規定、履修科目変更届け出の手続き（乙132）を無視した不法行為

2010年10月22日の教授会で北村實学部長が辞任し、井形浩治副学部長、田中健吾学部長補佐の執行部体制から井形浩治学部長、池島真策副学部長、吉野忠男学部長補佐の執行部体制にシフトしている。その前後に計画して2012年10月の控訴人の特任人事の妨害に活用した不法行為「1部科目の2部重複開講」である。

その目的は、新規程の「特に必要」（乙13、第2条）に抵触する特任申請対象にふさわしくない人物とすることにより、「教学ルールを無視し、勝手に1部担当科目を2部の時間帯で重複開講している問題人物」に仕立てあげ、控訴人に自主的に特任申請を辞退させようとする意図をもった罠であり、井形執行部の悪意である。

その経緯を示すと、2010年8月6日、井形カリキュラム委員長は控訴人に1部科目を2部で開講してもよいというメールを送り（乙6）、それに基づいて控訴人は1部科目を2部担当科目と信じて講義していたが、この仕掛けられた罠をもって、2012年10月15日、控訴人に自主的に特任申請を辞退せよと井形学部長は迫っている（乙2、乙22）。この1部科目が2部科目として開講されていないことは、インターネットに公開されたシラバス、乙108より、事実であることがわかる。

これが不当に仕掛けられた罠であると控訴人が理解したのが、2013年2月15日の教務課課員のメールである。これによれば、井形学部長が自ら教務課に足を運び、1部科目の2部重複開講を指示しており、教務課員は、それは教学ルール違反にあたりと繰り返し確認したが、それで行けと指示されたとある（乙107）。

なお、この証言メールをもとに、教務課員は外部機関に出向を命じられ、普通は2年の出向期間であるが、現在も出向中である。

ここにおける問題は、講義科目の変更は、開講予定の前年9月末までに文部科学省に変更届を提出すべきと規定されているが（乙132）、執行部経験の長い井形学部長およびその執行部はこの手続きを無視し、被控訴人大学はこれを是としている。すなわち、組織が正しく機能していないという証拠である。



b 控訴人の特任申請にみられる、学内規程、学内組織を無視した不法行為

これは控訴人の特任任用を組織的に妨害したケースで、大阪高裁が2015年4月23日に、被控訴人井形浩治及び被控訴人池島真策の故意による共同不法行為と判決したその全容で、原判決においても事実の真実性、真実相当性が確認されている。

北村實前執行部と井形浩治執行部が連携して、控訴人の特任任用を妨害した戦略は大きく3つに分けられる。最初にとった戦略は情報操作戦略で、次が自主的に特任申請を辞退させる戦略、最後の戦略は特任申請書類を推薦委員会に提出しないという戦略である（乙134、乙146）。

最初の情報操作戦略では、特任の採用は一旦雇用契約が終了することから再雇用であり、これは新規採用と同じ扱いで、教授会出席者の3分の2の賛成が必要という情報を教授会で流し、経営学部教授会規程（乙37）が適用されるという暗黙の衆知徹底を図っている。これが事実であることは、2012年10月15日に井形学部長が特任申請辞退を迫った時の音声データの反訳書（乙2、34頁）および10月19日に経営学部准教授の山田文明学長補佐に相談した音声データの反訳書（乙5、3頁）より立証される。

これに加えて、特任採用の可否は経営学部教授会の専決事項であり、教授会決議の不可侵性により、学長と言えども介入できない（乙4、5頁）と教授会で同様の発言を繰り返していたことから、控訴人も裁判するまではこの手続きが正しいと信じていた。

それに輪をかけたのが、2011年11月11日の北村實と田中健吾による「経営学部教授会決議方法について」という動議（乙99）であり、事前に投票操作する北村グループの執行部にとって、この欠席投票という新しい決議方法は事前に3分の1を超える反対票を教授会で決議する前に確保することを保障するため、このような不審を抱かざるをえない決議方法を良識ある教授会が多数決で決めたことである。

控訴人はこの情報操作に引っかからなかったのは、正しく特任教員任用手続きを踏んでくれば、その結果は採用、不採用にかかわらず受け入れるべきという考え方にたっていたためである（乙2、48頁）。

次に彼らがとった戦略は控訴人が自主的に特任申請を辞退するように仕向ける戦略で、当然、情報操作戦略と併用して、控訴人を不当に攻めている。

この戦略の柱は3つである。1つ目の柱は特任教員任用規程（新規規程）をつくったのは自分であると教授会で発言する北村實が井形執行部と連携して、新規規程の諸条件を充たさない人物に控訴人を仕立て上げることであり、そのために多くの事実を捏造

しており、その1つが前述の1部科目の2部重複開講で、これをもとに、教学ルールを無視する人物は経営学部には必要ないとする意図である（③a参照）。

2つ目の柱は、偽装した特任教員任用規程（乙100）を控訴人に適用することである。偽装した規程の主な内容は、前述の②bより、

- ①控訴人の3ヶ年の講義科目はカリキュラム委員会の承認を得ること
- ②学部長が控訴人の授業計画をつくる
- ③学部長は特任申請者と2人で協議して学部長が特任申請を決める。

3つ目の柱は教授会の専決事項を装って、巧妙に特任任用手続きの流れにカリキュラム委員会を潜り込ませ、教授会決議の不可侵性を巧みに利用して、カリキュラム委員会を有効に、かつ、不正に使うことである（乙8、乙9、乙59、乙60）。

その指示を受けた池島カリキュラム委員長は、「控訴人の担当科目は全て不要若しくは必要度が低いため、翌年度は不開講にする。担当科目のない特任教授は認めがたい。これがカリキュラム委員会の総意である」（乙59）などと井形学部長に報告し、その報告を受けて、井形は2012年10月15日に控訴人に自主的に辞退せよと迫ったのである（乙2）。

この戦略も控訴人の、特任教員として学部教授会に推薦する判断をするのは推薦委員会であって、カリキュラム委員会はそのような機能を持ち合わせていないことが自明であることから、井形学部長に結果は問わないから、控訴人の申請書類を推薦委員会に提出してくださいとお願いしたことにより、この戦略も失敗に終わっている。

その結果、もっとも下策である最後の戦略、特任申請書類を推薦委員会に提出しないという戦略を遂行したのである（乙3、乙4、乙24、乙51、乙103）。

控訴人が強調したいことは、控訴人の特任任用を妨害するために、文部科学省の規定を無視して講義科目の変更手続きをせず、学部長が自ら1部科目の2部重複開講といった教学ルール違反を行い、それを控訴人がしたと虚偽事実を捏造し、そのような不法行為を成立させるために学内の組織である教務課と特任教員推薦委員会、学部内の組織である教授会とカリキュラム委員会を巻き込んでいることにある。

被控訴人大学は、このような実態を招いていることを反省し、社会に対し、自らの責任をとることが要請されているということを悟るべきである（乙131）。

c 労使慣行の不存在の判決を勝ち取るために裁判制度を手玉に取った不法行為

控訴人は、被控訴人大学との訴訟、大阪地方裁判所第5民事部保全1係で地位保全仮処分命令の申立（平成25年2月25日）を行って以降、今日に至るまで、被控

訴人大学の答弁書や準備書面の記述内容には誤認識させる記載が多く、提出される証拠も同様であり（学内規程やメールなど脚色不可能な一般的な情報は除く）、経営学部教授会議事録や学内の管理データは信頼性が低く、事実の真実性・真実相当性を立証して控訴人に反証する正確な特定情報が欠落している、その延長線上で判決が下されるというリスクに悩んできた。控訴人の最大関心事の「労使慣行の存在」は、将にそのリスクに遭遇したと感じている。

2013年6月7日、大阪地裁に訴えた地位確認等請求事件、2014年10月10日に大阪高裁での控訴において、主要な争点の第1は地位確認を求める労使慣行の存在にあり、第2が井形浩治と池島真策による組織的なパワハラであったが、大阪地裁、大阪高裁とも、パワハラの方に偏った準備書面のやりとりに終始し、大阪地裁では、労使慣行の存在の詰めがなされない状態で判決が下されている。

それゆえ、控訴人は「労使慣行の不存在」という判決には次の問題があることを強く提起するので、被控訴人大学は事実でもって反証されることを望む。

#### ①被控訴人大学の提出書類には、証拠書類の虚偽、データの変造がある

- ・2014年7月1日の準備書面（4）の2頁で「理事会が特任教員として採用する旨の承認（決定）を行う前提となる教授会決議は、本学経営学部においては実質審議の上出席教授会員の3分の2以上の同意という厳格な方法によって（乙4の第9条）」と述べている。

##### <虚偽の立証>

最初の虚偽は、「承認（決定）を行う前提となる教授会決議」という記載の仕方であり、前提とは、乙4、すなわち、経営学部教授会規程の（議決）第9条を指している。特任人事はその採用を含め、学内規程の特任教員任用規程（新規規程（乙13））が他の規程よりも優先されることを法学教授の北村實、池島真策、被控訴人大学の代理人俵法律事務所は、熟知したうえで「承認（決定）を行う前提＝教授会決議」としているところが虚偽である（乙25、就業規則第2条2項）。

2つ目の虚偽は、「厳格な方法」という表現である。新規規程の任用手続きでは、特任推薦を却下された森田寿一教授の経済学部教授会と推薦委員会とのやりとりから理解されるように、教授会の否決は推薦委員会に戻されるのみで、推薦委員会が教授会の否決理由を審議し、実態調査のうえ、教授会に再度推薦するかを決める手続きとなっているため（乙61～6

8)、この段階で被控訴人井形と被控訴人池島の共同不法行為が大阪高裁で確定したように(甲2の2)、教授会の不法行為が発覚することになる。

したがって、“厳格な方法”という表現を用いて、教授会決議を絶対化させ、誤認識を誘導させていることが、虚偽に相当する。

- ・2014年8月8日の準備書面(5)では、「2013(2012年度とあるのは誤り)年度の特任教員対象者4名のうち、特任教員に任用が決まったのが1名であったこと 経営学部の原告以外のD教授は辞退、情報社会学部の前記4のC教授は申出なし、人間科学部のE教授のみ任用となっている」(乙91)と述べている。

<虚偽の立証>

「特任教員対象者」という被控訴人大学の通常人の理解とは異なる定義による表現方法が虚偽である。日本大学(定年・本訴)事件の判例(乙32)が示すように、自らの意思で特任申請を取り下げた者、特任申請資格のない者を「特任教員対象者」に含めてはいけないことは、判例に従わなくても常識である。すなわち、被控訴人大学は申請の資格の無い者、申請を辞退した者も含めて「特任教員対象者」としているのである。4名のそれぞれを明らかにすると、D教授は渡辺大介教授で有資格者であるが、特任申請を辞退し、情報社会学部のC教授とは加藤国雄教授のことで、勤続年数6年未満のため申請資格が無い、それを「申出なし」と虚偽表現し、人間科学部のE教授とは中尾美喜夫教授のことで、城メールにあるように、何の問題もなく特任教授として採用されている(乙26)。

その結果、特任教員対象者は4名ではなく、3名で、1名は申請辞退者、1名は採用、残り1名は控訴人で、推薦委員会への申請書類を提出しないという執行部の故意によるパワハラで特任採用への機会を失っている、これが事実である。したがって、申請者4名の内、1名しか特任教員として採用されていないから、新規程の条件を充たすから申請したといっても、特任教員として採用されるという労使慣行は存在しないのだという被控訴人大学の論理展開および主張そのものが虚偽となる。

- ・平成26年8月8日の被控訴人大学の被告準備書面(5)の証拠「教育職員定年退職者」表(乙30)と「乙30(里上事件の乙24)の訂正表(乙第31号証)

<虚偽の立証>

別件訴訟の乙30は原裁判では乙70、乙31は乙71に該当する。

この乙70と乙71はプライベート情報という名のもとでマスキングして提出されているため、真実か虚偽かは識別不能であるが、マスキングを取り除いた乙92と乙93、および、里上教授の陳述書（補充書）（乙94）より、この乙70と乙71には、被控訴人大学の事務局が作成した、管理されていて然るべき過去の事実データであるにもかかわらず、多くの虚偽があり、読み手および裁判官の判断を誤らせる方向にミスリードしている。

大阪地裁は、被控訴人大学提出のこのデータには虚偽があることを訴える機会を控訴人に与えていないのが残念である。

大阪高裁においても、合同教授会での井阪理事長、重森学長の「労使慣行は従前と変わらず」発言の証拠（乙31、乙90）を提出したが、採択されることなく、大阪地裁と同じ判決、「労使慣行は存在しない」という判決が下されている。

このような被控訴人大学の虚偽文書、虚偽データのもとで、大阪地裁は、該当者30名の内、21名が特任教員として採用され、9名が採用されていないと結論づけ、労使慣行は存在しないとの判決をくだしている。

しかし、実態は、特任申請の有資格者の内、5名は故郷に帰る、本人の病気や家族の介護などの家事都合で特任申請を辞退しており、1名は1997年11月21日の経営学部教授会で特任申請を辞退した香川尚道元経営学部長で、彼は樋口克次との担当科目での確執（渡辺大介元学部長から、直接聞いている内容）があり、樋口克次1人の執拗な反対に遭遇し、特任申請を辞退されている。当時の濱本学部長は認めてあげればよいものをと控訴人に直接話されていた特任人事である。

残りの2名は井阪健一理事長および重森暁学長が「例外中の例外で、労使慣行は従前と変わらず」と発言されたケースで、労使慣行の判断からは除くべき例外事項である。したがって、例外処理すべき2名を除けば、有資格者で特任申請した教員は100%採用されている（乙95）。

この傾向は、控訴人が退職するまで、特任教員任用規程である旧規程および新規程のもとで、学長選挙で取り下げられた3名を除き、特任申請有資格者は、特任教員任用規程の条件を充たしておれば、申請すれば、100%採用されており（乙96）、実態として労使慣行は存在しているのである。

控訴人の、申請書を推薦委員会に提出しないという暴挙さえなければ、著書、論文をはじめ、担当科目数も多くあり、学生へのサービスを第一と心が

けていたこと、特任教員申請条件を充たしていることから、控訴人が特任教員として採用されないはずがない状況にあったことは確かである。

控訴人大学は、このように、労使慣行がないという印象を深めるために、様々な虚偽表現、虚偽データを駆使して、「労使慣行は存在しない」という判決を勝ち取っている訳で、これは、信義則上、問題とされてしかるべきと控訴人は判断する。

## ② 労使慣行の存在を立証する重要な証拠が、判決の判断から遺脱している

大阪高裁に控訴して、2014年12月15日に控訴理由書の提出に際し、労使慣行の判決に重要という認識で提出した証拠、2005年7月1日の合同教授会で井阪健一理事長および重森暁学長が発言された音声データとその反訳書が、判決文には一言も触れられることがなく、判決に至る過程においても採択されていないことから、この証拠は大阪高裁の判断による判決から遺漏していると推測される(乙31、乙90)。

重要な証拠と控訴人が判断する根拠は、経営最高責任者である井阪健一理事長と教学の長である重森暁学長が、里上裁判の判決前の合同教授会の席上で、自らの言葉で、労使慣行は従前どおり変わらずと明言されていること、そして、里上教授の特任不採用は例外中の例外であると明言されていることである。

この井阪健一理事長と重森暁学長の言葉と、前述の特任対象者で、控訴人が学長選挙で不採用となった3名を例外中の例外として、データから除外すれば、控訴人を除き、およそ23年間の旧規程および新規程の適用期間に亘って、特任申請有資格者が申請すれば、全員が特任教員として採用されているという事実が証明されており、一旦、雇用契約が終了するとしても、有資格者が申請すれば特任教員として採用されるという労使慣行が毅然として存在することが立証されているのであって、判決の「労使慣行は存在しない」は再検討されるべきと控訴人は、今現在もそのような判断をしている。

控訴人の裁判およびウェブページでの情報公開は、規程を私的目的のために利用し、それに追随する組織に対し、規程にそった公正な手続きが踏まれる、そのような環境に寄与することであり、かつ、控訴人の権利と名誉を回復するところにある。

したがって、控訴人の訴訟における「労使慣行は存在しない」という判決(里上裁判は里上教授の都合により裁判の継続を中止、そのため、除外すべき判決である)が、控訴人退職後の被控訴人大学の特任人事において、どのように適用されているのか、人為に不利益を被っている方がいないか、そのことを控訴人は心配している。

なお、大阪高裁判決後、被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為が判決されたにもかかわらず、北村實は、控訴人の裁判において勝訴したと学内および経営学部教授会で発言しているとのことである。それを推認する山田文書（乙141、乙142）を証拠として提出する。

d 人為に人を貶める、縦横無人の不法行為の存在

①控訴人が裁判の証拠としたことにより、不当な扱いを受けた方々の存在

控訴人の行動規範の1つである「公明正大」による行為が周囲にもたらした不都合なケースを3例述べる。

(a)河本達毅教務課員のケース（乙107）

控訴人が「一部科目の2部重複開講」の疑問を、直接担当していた教務課員にメールで質問したところ、2013年2月15日に、井形学部長が教学ルールに反する1部科目の2部重複開講を指示したとの返信メールがあり、それを控訴人が大阪地裁でパワハラ不法行為の証拠としたために、現在、3年目であるが、外部機関に出向中で、有識者からは下駄外しが心配されている。

(b)経営学部准教授の山田文明学長補佐のケース（乙5、乙104）

2014年12月15日、大阪高裁に控訴理由書を提出する際、経営学部執行部からの組織的なパワハラ行為を立証する証拠として、2012年10月19日教授会の後、控訴人の特任人事について相談した時の音声データとその反訳書を提出したが、それをもとに、2015年2月27日、善管注意義務違反として、懲戒等検討委員会（北村理事、田村理事、他2名）に呼び出され、特任教員を申請しないことを条件に懲戒処分の対象から外れ、特任申請の機会を失っている（乙141、乙142）。

なお、控訴人が大阪地裁で証拠としなかった理由は、大阪地裁の判決が組織的なパワハラの実態、労使慣行の実態を認識せず、証拠を十分に精査せず、被控訴人大学の虚偽に溢れた準備書面、虚偽データの方を信頼されたと感じたことで、友人の信頼を裏切る行為と知りながら、止むを得ず、証拠としたもので、後述の草薙副学長の音声データおよびその反訳書も同様である。

但し、労使慣行の証拠とした井阪理事長および重森学長の発言がある合同教授会の音声データとその反訳書は、被控訴人大学の訴訟に臨む姿勢から、井阪

理事長と重森学長の連盟の文書を証拠としたのでは、如何様にも反論、退けてくると判断し、失礼と思いながら、肉声で語られる疑う余地のない証拠として提出したものであるが、労使慣行の判決には全く採用されていないことから、訴訟の手続き過程（裁判所の問題ではなく）に問題があると判断している。

山田元学長補佐が観察し、分析・診断し、公開した文書を以下に示す。

⑦山田文書「大学側の不法行為に真摯な反省を一吉井訴訟とその判決から考えるべきこと一」（組合員交流誌「蒼い泉」）（乙141）

特任教員任用制度に危惧を抱いていることを次の言葉で表明している。

㊤特任教員への任用を求めた教員の科目が学部長によって不要と判断され、「書類の不備」を理由に推薦委員会に提出されず、任用の審査にも上らないで終わることが今後もあることになる。これは教職員組合の教員の権利のみならず、本学の全教員の権利を侵害するものである（同、7頁）。

また、大学のコンプライアンスを護るために、次の危惧を呈している。

㊤教授会決定を経ずに特定の科目を不要と決定し、教授会を偽り、任用書類を推薦委員会に提出しないという規程違反を犯し、推薦委員会とそれに続く教授会審議を妨害し、教員の審査を受ける法律上保護された利益を侵害し、その結果本学に重大な損害を与えた人物およびそれを懲慥した者こそ懲戒処分の対象であり、理事会はその責任を追及すべきである。

（補足1：控訴人が補足すると、懲慥した者は北村實総務担当理事で、名誉棄損による大学の信頼、ブランドイメージといった「見えざる財」および80万円という損害を与えた人物は井形浩治学部長・理事と池島真策副学部長兼カリキュラム委員長である。）

（補足2：理事会がその責任を追及すべきとあるが、理事会が機能していないところに問題があり、それは、草薙副学長・理事の裁判で明瞭になる。）

⑧山田文書「経営学部教授会で配布された2文書への批判」（乙142）

学内および教授会で公開された、木村俊郎学部長の理事会資料「特任教員任用手続きの正当性」と、井形浩治と池島真策の文書「吉井氏の問題に対する経



営学部における確認依頼」を次のように批判している。

㉑理事会資料「特任教員任用手続きの正当性」

木村俊郎学部長・理事は、経営学部執行部の手続きは正当であったと報告し（同、1頁）、控訴人の特任申請書類を不受理としたのは井形ではなく徳永学長であると責任を学長に押し付けている（同、6頁）。

その報告内容と裁判資料を照合して、尋問での井形証言は「偽証」とし、学長が申請書類を受理できないとしたのであれば、井形と池島は不法行為を働いたのではないから何故上告しないのかと指摘している（同、6頁）。

㉒「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書

井形と池島の作成した文書で「井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為は正当であったといえる」と主張し、責任を徳永学長に転嫁し、草薙副学長と山田学長補佐を批判して、「問題があるのであれば、学長執行部の各人は…問題を指摘する義務を負っている…そうした義務が果たされていないのであれば、職務違反（善管注意義務違反）なのではないか」と責任を学長執行部に転嫁してその責任を追及している（同、8頁）。

「我々が大阪高裁の結論を受けて上告しなかったのは、吉井さんの地位が確認されないという勝訴判決を確保」したためと述べている（同、10頁）。これを、山田氏は、不法行為をしてでも、吉井さんを排除する当初の目的を遂げたから「勝ちだ」という、なんとも恥ずかしい主張と非難している。

これらより、理事（含む、元理事）の法学教授の3名（北村實、木村俊郎、池島真策）と企業のコンプライアンスの担当教授である井形浩治学部長・理事の4名による、学内および経営学部教授会での傍若無人ぶりが確認される。

ここにおいて、控訴人の名誉に係る問題であり、被控訴人大学は、木村学部長・理事作成の理事会資料「特任教員任用手続きの正当性」と井形・池島作成の「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書を大阪高裁に提出されることを要請する。

なお、山田氏の文書の最後に、関係各位に配布したという被控訴人大学の文書「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」があり、この文書に

は驚くべき記載「元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません」とあり、被控訴人大学の良識を疑わざるを得ない。

「関係各位

平成 27 年 2 月 24 日  
学校法人大阪経済大学

本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について

本学を平成 25 年 3 月に定年退職した元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係諸個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。また、本学は、適正、妥当な判断と手続きにより関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。

上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存であります。

以上、サイトをご覧になりご心配いただいている本学関係者各位にご報告申し上げます。」

(c)情報社会学部教授の草薙信照副学長・理事のケース

控訴人は(b)で述べた山田文明学長補佐と同じように、草薙副学長にも経営学部執行部の不法行為について相談した音声データとその反訳書を大阪高裁に証拠として提出したことにより、懲戒等検討委員会に呼び出され、善管注意義務違反として 2015 年 8 月 7 日に懲戒処分を受け、その内容は、始末書の提出と給与月額額の 10 分の 1 を総額より減ずるというものである。

草薙氏は同年 8 月 13 日、大阪地裁に懲戒処分無効確認請求事件で被控訴人大学を訴え、2017 年 2 月 8 日、被告大学は減給の懲戒処分を撤回し、支給しなかった賃金を支払うことで、原告草薙と被告大学との間で第 3 者に口外しない訴状等引用口外禁止条項付きの和解をしている。

控訴人が同年 6 月 13 日に大阪地裁からの判決文を受理（原判決のこと）していることから、草薙裁判と控訴人の原裁判は同時進行であったことと、草薙裁判での被控訴人大学の主任弁護士は、控訴人の地位確認等請求事件および請求控訴事件の被控訴人大学の担当弁護士であることから、控訴人が被控訴人大学を退職して 4 年経過した時点において、被控訴人大学は控訴人の裁判をどのように認識し、行動してきたか、経営責任のある理事会はその責任を果たしていたか等を、草薙裁判の資料から数点抽出し、その真実の姿を訴求する。

なお、草薙裁判の資料は、控訴人が同年 4 月 24 日に上申書（乙 1 4 3）を

提出し、一式コピーしていることを被控訴人大学には報告する。

また、訴状等引用口外禁止条項の適用範囲（通常の理解では当事者間であるが）が控訴人に及ぶのかが不明のため、証拠書類には添付しないが、控訴途中で、被控訴人大学に資料の提出を求めるかの判断をするので、被控訴人大学においては、了解されたい。

草薙裁判より、北村實氏への口頭弁論と草薙信照氏の陳述書を取りあげる。

#### ㊦北村實総務担当理事への第2回口頭弁論（平成28年12月22日）

##### ㊦特任制度に関して

（北村）里上事件を通して、特任制度は新採用であると、再雇用と表現しているが、新採用であるという性質をはっきりさせようという改正で、学内での周知は、規程集に載せていることと教授会報告である。

##### <控訴人の見解>

特任教員任用規程（新規程）の（対象）第2条の条文「本学の教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるときは、次に掲げる者のうち一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができる」は、通常の人による通常の解釈では再雇用となる。

民法学者である北村實がつくったと教授会で発言するこの規程において、北村氏の主張であれば、「特任教員として任用することができる」ではなく、「特任教員として新規採用することができる」と規程すべきで、表現の実体と実態を異ならしめる行為はグレーゾーンの世界を創出することになる。

この現象を援用すれば、控訴人の別件訴訟および原裁判において、被控訴人大学の規程の適用が人為に偏し、遵法精神に欠けることと理事会での理事長代行のような振る舞い（後述の草薙発言を引用）から、労使慣行の存在の否定も、作為的に、敵対者である控訴人を除外する目的で利用したと考えられる。

そのように推認する根拠は、合同教授会で司会していた北村副学長は、井阪理事長および重森学長発言の真意に配慮せず、「労使慣行は従前とは変わらず」、「里上教授の件は例外中の例

外」の発言を無視して、理事会の総意として情報操作してきたと解釈されることから、控訴人の別件訴訟および原裁判も、被控訴人大学から出される準備書面および特任採用データも虚偽で飾るというフィルターを意図してかけていたと推認されることから、「労使慣行は存在しない」という判決の基盤が崩れることになる。

- ⑥大学にはパワハラを訴えるところがあるが、吉井は人権委員会に訴えたか（北村）うわさとしては人権委員会に訴えたと聞いているが、確かめていない。パワハラという判断があれば、人権委員会から理事長などに報告があるはずだが、そういうことはなかったということである。

#### <控訴人の見解>

控訴人は学内の組織（人権委員会）と教職員組合が機能しているかを最初に再確認する一方、文部科学省にもどのような対応が可能かを確認したうえで、訴訟することを決め、2012年12月末に弁護士と代理人契約し、草薙氏のように迅速に裁判されることを期待したが、控訴人の「地位保全仮処分命令申立事件」の申立書は退職を控えた2月25日に大阪地裁に提出され、その後、何の確認をされることもなく、研究室を早急に明け渡せという被控訴人大学の要求のもとで、裁判で争うことと申し渡され、今日に至っている。なお、申立書が遅れたことを残念には思っているが、実態を把握し、勝訴に導く戦略をたてるには必要な時間であったと判断している。

人権委員会と教職員組合に確認した証拠は、当時のメールを証拠として示す（乙139）。経営学部の人権委員会委員は、人権委員会は個人対個人は扱うが、個人対組織は荷が重すぎて扱えないということに決まったという連絡を受けている（甲1の6、9頁の2013年1月18日教授会反訳書、4頁）。その人権委員会に2012年12月14日に呼び出され、パワハラではないと認識しているので受理しないと申し渡された。そのような結果になると判断していたので、人権委員会委員長の藤本高志、学生委員長の宋仁守の説明内容を録音してあるので、要望があ

れば、証拠として提出する。この申し渡された直後、組合も取り扱わないという電話連絡がきている。

その後、控訴人は組合交流誌「蒼い泉」に投稿したが、新たに組合委員長になった経済学部の林遵氏は控訴人の原稿(乙140)を受理しないという、表現の自由を侵害する投稿拒否メールを2013年3月28日に控訴人に送りつけている。

これらは、北村総務担当理事がそれぞれの組織に影響力を行使した証拠であり、2017年時点では、草薙裁判の資料をみる限り、その影響力に陰りがあると直感される。

㉔学部長は対象者と(教務委員長との)協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出するとなっているが、手続きを履行しなくてもよいというのが経営学部の方針か。

(北村) 違う

㉕経営学部としては申請書類を推薦委員会に提出すべきだったのでは

(北村) いえ、私はその判断ができません。

私に関与しませんでしたから

㉖井形さんは申請書類を推薦委員会に提出しなかったのではないか

(北村) いえ、受理されなかったと聞いています。

㉗書類を推薦委員会にもっていったのではないか

(北村) 学長に対して受理してほしいといいますが、(学長が) 受け取れないと言われたと聞いています。

私はその場にいませんから。

㉘書類の受取自体を拒絶されたというのが経営学部の認識ですか

(北村) いえ、分かりません。

㉙大阪高裁の判決が確定しているので、その手続きを進めなかった行為については、池島と井形が2人で進めたということか

(北村) いえ、多分特任教員の採用手続きは、池島がカリキュラム委員長、井形が学部長、推薦委員会の委員長は徳永学長ですから、3者の連続のなかで行われるべきものとする。

㉚特任教員任用規程で、提出すると書いてあるが、口頭で何か言えば提出したことになるというのがあなたの理解か

(北村) いえ、そのようにも考えていません。

①やっぱり紙ベースで提出するしかないんじゃないですか。

(北村) いや、わかりません。

⑫不受理ではなくて提出していなかったとしたら、提出するよう進言したか

(北村) いえ、進言していません。

⑬井形が推薦委員会に提出しなかったことは規程をゆがめるものとは思いませんか

(北村) 考えていません。

⑭井形が吉井さんに虚偽の事実を述べたというふうには思いませんか

(北村) そのような人物ではないと思います。井形氏は。

<控訴人の見解>

㉔から㉞は、控訴人の特任任用手続きを新規程に則って適切にすすめたかの確認である。この北村氏の応答と、2012年5月11日午後の教授会の前に開かれたカリキュラム委員会で、北村實カリキュラム委員が控訴人の特任人事は学部執行部でコントロール可能と発言し、3年間授業ができるか、休講回数などを挙げており、要注意との連絡を受ける(乙33-1、1頁)。そして、池島カリキュラム委員長長の尋問にあるように、2012年10月12日に審議し、「カリキュラム委員会のメンバーの総意として、授業担当計画のほとんどが不要、若しくは必要度が低いというふうな結論に、一致しました」と述べていることと符号する(乙59、乙60)。そうすると、シナリオライターは北村實、そのアクターは井形と池島ということになる。この表現を理事会まで拡張解釈すると、草薙氏、山田氏の指摘するように、フィクサーは北村實ということになり、彼の目標は組織の最高責任者(学長、または理事長)に登りつめることにあったと推認される。

⑰この秘密録音について、井形は何らかの責任を問われましたか

(北村) 問われていないです。

⑱草薙先生が吉井さんの裁判を起こさせたという理解ですか

(北村) はい。理事である副学長が本学を相手にした訴訟が起こることを惹起することはよくないことだと考えています。

⑲井形さんが特任教授の手続きを怠ったことが訴訟を惹起したとはおもう

ませんか。

(北村) 思いません。

④書類を提出していないとすれば、それはパワーハラスメントとは思いませんか。

(北村) 思いません。

⑤井形が秘密録音をされた。しかもそれは任用規程とは外れる行為をやっている。

⑥そういうことが録音されてるのが出ることは問題にならないんですか。

(北村) 任用規程と外れるとは考えていません。

<控訴人の見解>

㊦から⑥は、2012年10月15日に井形氏が吉井研究室で控訴人に特任申請を辞退せよと迫った音声データと反訳書が大坂地裁、大阪高裁において、井形と池島の故意による共同不法行為の判断の重要な証拠となっているが、草薙氏も研究室で秘密録音され、それが判決の判断には明記されていない、つまり、有効情報であったとは未確認の事実をもって、草薙氏に懲戒処分を科し、故意による共同不法行為とされた井形の音声データとその反訳書という確定情報の事実がある、井形と池島の行為は正しい手続きであったと、理事会で公式に確認されている。

この尋問から、フィクサーである、民法学者の北村氏への尋問内容には興味があるが、(h)の応答から、徳永学長に対してもその責任を問い詰める意図があったと推認される。

①草薙信照元副学長・理事の陳述書（平成28年10月21日）

草薙氏は平成27年8月7日の懲戒処分書に記載の3つの処分理由を示し、弁明している。最初に3つの処分理由のみ明記し、次に、学長執行部、理事会の状況を明記しているので、理事会が正しく機能しているかの観点でその部分を抽出することにする。

㊦3つの処分理由

処分理由① 特任教員の採用（再雇用）に関する発言は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め吉井氏に誤解を与え訴訟その他に無用な争点を惹起させたこと

処分理由② 他学部長等の業務行為を精査することなく「パワハラ」等と断定し、吉井氏を正論で闘おうとした」などと鼓舞したこと

処分理由③ 秘密の録音による証拠化を奨励したり、吉井氏に対し、「大学も嬉しくない」と知りながら、訴訟他紛争を懲憑させたこと

⑥草薙氏が、弁明で表現した学内の状況

i 教授会専決事項という壁の存在

当時の大学運営においては、副学長どころか学長ですら、自らが所属しない学部教授会における議論に干渉することはできなかつたし、干渉すれば強く抗議されたであろうことは想像に難くありません。

また、井形氏にも直接、粛々と手続を進めるように言ったのですから、この点で私に落ち度があるとは思えません。

学内規則で明定された手続を怠った井形氏がいまだに何の責任も問われていないこともあわせて考えれば、言いがかりというほかないでしょう。

ii 公正性に欠ける理事会と情報公開の必要性、裁判はその1つの手段

当時から現在に至るまで、北村理事のやり方は一貫しており、理事会においても学部教授会においても問題事を公の場に出さず、自分とその周辺に不利な事はどのような手段を用いても揉み消そうとする、というものです。

吉井氏は裁判に訴える以外の方法で、自身の問題を公にして争うことはできなかつたと思います。

iii 組織は人なり、人為に偏した組織、懲戒等検討委員会の問題点

草薙氏は、懲戒等検討委員会に、北村理事が入ったことから、学内において公正な裁きがなされると期待できず、やむを得ず裁判に訴えたと述べている。彼の疑問点の幾つかを以下に示す。

①懲戒等検討委員会ヒアリングの前日の学内理事会で、吉井氏の録音などを根拠に草薙を次期学部長候補から排除するという「実質的な降格処分」を理事長に発言させ、北村理事はこれを支持した。

②委員会の聞き取りは1回のみで懲戒理由に対する弁明の機会はなかった。

③北村理事は理事会で草薙の発言を「教唆」や「共犯」、草薙の擁護者には「背任」などと、法学者の立場を利用して、刑法犯扱いで



あった。

④法律の専門家である佐伯照道理事(弁護士、元大阪弁護士会会長、元近畿弁護士会連合会理事長)の発言を無視し、自身の主張のみ押し通した。

⑤北村理事は、自身が吉井氏から「パワハラ加害者」と指摘されていることを無視しつつ、懲戒等検討委員会では警察のように捜査を担い、理事会では検事のように追及するとともに裁判官のように判決を下す、という3つの役割において主導的な役割を果たしてきた。

iv 草薙氏が観察する、北村実理事とはどういう人物か

草薙氏は、何故、執拗に自分を追い詰めるのかを考えて、次の点を挙げている。

①平成22年と平成25年の学長選挙で、北村理事は徳永学長に連続して大差で敗れたことから、現在に至るまで、徳永学長に対し、異常な敵対心をもっており、そのため、平成22年～25年の間に徳永学長を支えてきた草薙副学長と山田学長補佐を敵視しており、平成25年には草薙氏の副学長再任を阻み、理事会における徳永学長の孤立化を実現させている。

②北村理事は、草薙氏の平成27年4月からの学部長就任を懲戒等検討委員会を利用して阻み、理事会への復帰を阻止し、徳永学長の孤立を継続させることに成功して現在に至っている。

③このように北村理事は一貫して徳永学長と対立し、学長を孤立させて力を削ぐ一方で、理事長の陰に隠れて理事会運営における主導権、つまり実質的な最高権力の掌握を画策してきたように見える。

④北村理事は自身の野望を妨げる者として、どのような理屈をつけてでも草薙を理事会から排除し続ける気ではないかとすら思ってしまう。

v 本当に懲戒処分すべきは誰か

草薙氏は、大阪高裁判決で、草薙氏の雑談は一切採用されていないことから、吉井氏に訴訟をうながすような影響を与えたという証拠はなく、井形、池島の不法行為が吉井裁判の直接の原因であり、その彼

らが懲戒処分の対象にならないのがおかしいと指摘している。

## ②人為に偏した定年延長の動きの確認

控訴人が大阪高裁に控訴した 2014 年 10 月 10 日頃、控訴人を心配する方々から情報が寄せられ、被控訴人大学では、今、北村氏が教員の定年を 70 歳に戻す動きをしている。無茶苦茶だ。二宮氏を組合委員長にし、67 歳定年制に強引にもっていき、今度は 70 歳定年に戻すというのだから、と伝えてきた。

これを北村氏に適用すると特任教授を含めて少なくとも 6 年、73 歳まで、被控訴人大学での活躍の場が確保されることになる。

なお、これに関して、濱本元学部長（故人）から、粗暴な事務員を退職させるために規程を変え、退職させてから、規程を元に戻したことがあると聞いていることから、状況は異なるが、あり得る話と控訴人は判断している。

これについて、被控訴人大学は、70 歳定年に戻すという動きがあったのか、なかったのか、それを示す事実情報を証拠として提出されることを要求する。

以上、3 例を述べたが、不法行為に強く関与している理事会で、実質的に理事長代行のような立場で、理事会を個人の目標達成の手段として利用している観のある北村實の振る舞いを拠り所にする、井形および池島の故意による共同不法行為という大阪高裁判決も不法行為ではないとしていることから、労使慣行が存在しないという主張も、本当は労使慣行は存在する、と解釈され、井阪理事長、重森学長の発言「労使慣行は従前と変わらず」と符号することになる。

## ウ 原判決における、控訴人による教授会議事の無断録音は不法行為には当たらない

経営学部教授会は非公開であるとは教授会規程には明記されていない。しかし、慣例的に非公開、これは通常認識である。

録音に関しても録音を認めないとは規程には明記されていないし、教授会の初めに学部長が教授会メンバーに録音する方はいるかと問うこともない。

その一方で、数名の経営学部教授会メンバーは自分の身を護るために録音することは常識であり、控訴人にも録音を勧めている。これが、当時の経営学部教授会の実態である。

この認識のもとで、控訴人の無断録音は不法行為ではないということを次の手順で主張する。

① 教授会における録音の必要性和執行部の悪意について

a 録音は経営管理の有効な手段

録音は、経営成果を効果的効率的に達成するコミュニケーション手段として活用すべきである。その事例は、

- ・ 松下通信工業で中長期事業戦略を担当した時代、松下電器産業経営企画室（本社）から公式に社長の会議の発言など録音データが控訴人に送付され、グループの経営改革推進の重要なコミュニケーション手段として活用していた。
- ・ ヨーテボリ大学 GRI 研究所時代、VOLVO の会議シーンを録画し、共同で映像情報をもとに意思決定の展開に関する研究が行われていた。これは、経営を科学する I E の 2 つの柱、作業測定と方法研究の対象であることを意味する。

b 録音は教授会の議事運営の透明性を高め、議事録の信頼性を高める有効な手段

経営学部は経営成果を効果的、効率的に達成する専門知識を研究教育する学部であることから、教授会運営も可能な限りオープンにして、学部生や社会に公開し、経営学部のブランドイメージを高める努力をするべきで、学部生を教授会で傍聴させれば双方に良い緊張感が生まれると控訴人は教授会で発言している。

その教授会議事録は、議事録担当事務員が審議内容をメモして議事録にまとめ、学部長がその内容をチェックして承認印を押して終わりとする、そのような議事録であり、控えとして録音することもなく、学部長が記録に残したくなければ削除可能、表現も改ざん可能な「人の善意」を前提とした議事録である。したがって、必然的に審議した内容も発言者の意図も読み取り困難で、議事録としての信頼性は低い、北村氏とその学部執行部は出席者がわかればよいと位置づける、そのような議事録である。

この議事録の欠陥を補完して信頼性を高め、教授会の目的にそった審議内容にするために録音が有効な手段となる。これにより、肉声で残される発言者の意図とその責任は録音の保管期間、検証可能となり、教授会での不正行為、不法行為を抑制することができ、審議の質の向上と議事録の品質向上に寄与することになる。

c 教授会議事録を録音することを提案したのは控訴人である

控訴人は、I E の専門家でもあるので、経営学部教授会の改善には、議事録を補完する形で、録音データとして残すことが、執行部の暴走を防ぎ、教授会メンバー全員が自らの発言に責任をもつことになると思い、2004年2月23日に、教授会メンバーに文書で提案し、教授会で議論していただくのであった（本文9頁、乙

136)。

d 北村および、そのグループの執行部の対応には悪意がある

控訴人の提案以降、執行部の対応は、青水氏に名誉棄損で人権委員会に訴えさせる、真打登場と言われた樋口副学部長が自ら名誉棄損で人権委員会に訴える、控訴人の担当科目に圧力を加える(乙84、乙85、乙135)、控訴人宛文書を無断で開封し、控訴人が不正な研究費の使い方をしていないか、相手先に問い合わせる(乙10～12)、研究費でのVE全国大会への出張を認めない(乙126)などの悪意ある行為をしている。

教授会議事録に対しても、悪意ある次の取り決めをしている。

①教授会議事録修正可否小委員会の設置(乙144)

北村執行部は、教授会メンバーが議事録修正を届け出た場合、それを審議する当該小委員会を設置し、その委員会の決定に教授会は従うという内規を定めている。

この小委員会の構成メンバーは、教務委員、学生委員、入試委員の3名で、その任命権者は学部長・理事であり、小委員会の決定に従うとしたことは、修正を求める教授会メンバーの発言を封じることで、間接的な言論統制に当たる。

なお、控訴人が被控訴人大学の前に勤務した大学では、事務局長以下、事務方責任者が傍聴し(発言は求められない限りされない)、録音し、議事録を作成、教授会開催の最初に、前教授会の審議内容を教授会全員で確認し、その後、教授会メンバー2名の承認印で議事録としており、議事録の重要性が高く認識されていた。

②録音希望者は、出席者の了解を得て行うとの内規について

これは、平成16年5月21日の経営学部教授会議事録の記載内容である(乙54)。控訴人が証拠とする当該部分の音声データの反訳書(乙129)では、北村学部長は「録音を録るよというご提案がありまして、…先生自身(注:控訴人のこと)が録ってもよいということで反対しませんでした。…録音するとされるときには、録音しますということを皆さんにご承知いただいて、おとりいただければな、と思います。」と発言している。

当該教授会議事録の「出席者の了解を得て行う」という意味は「認めることができない場合は了解できない」、すなわち、一人でも反対があれば「録音不可」となる表現である。これに対し、「承知いただく」の意味は「受け入れたくなくても要

求を聞き入れる」、つまり、「嫌でも録音を認める」となり、経営学部教授会議事録は「出席者の承知をいただいて行う」と記載すべきところを「出席者の了解を得て行う」と記載することにより、「解釈の曖昧さ」を執行部は執行部の都合のよいほうに誘導している。その結果、議事録が「一人歩き」しているのである。

なお、控訴人が訴えた「録音の目的」については、審議されていないことが、本来、問題とすべきところである。

## ② 控訴人の無断録音は不法行為に当たらない

修正可否小委員会で修正可否が人為的に操作されるリスクがある議事録、形式的には録音可能の体裁をとりながら実質的には一人の反対があれば、録音不可となる、そのような巧妙な「からくり」をするのが執行部の常套手段であり、控訴人のように常に事実データを残す努力をしなければ、真実を立証することは不可能となる。

結論としては、「学内ルールを無視した音声録音」という被控訴人大学の主張は正鵠を射ていないということである。

したがって、被控訴人大学の悪意がある、または、悪意と信じるに足る相当性の理由がある場合は、そのような意図のもとで制定された規程は無効とみなすべきであり（クリーンハンドの原則）、その一方、無断で録音する行為の目的が、教授会での執行部の不法行為を抑止し、健全な教授会運営を希求するという公共性および公益性を担保することを目的とする手段であることから、控訴人の無断録音は不法行為には当たらないと主張する。

## エ 控訴人によるインターネットへの情報公開は不法行為には当たらない

控訴人がインターネットに情報公開する目的は、被控訴人大学の経営学部執行部が、国家などの権力の介入を許さないという大学の自治が担保された教授会というブラックボックス、不可視化された組織で、教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性の名のもとで、教授会の重要な審議事項である、学部の機構、組織並びに制度に関する事項、学則並びに学部諸規定の改廃に関する事項、教育職員の人事に関する事項、教授及び研究に関する事項等の広範な事項において、有意思のもとで不法行為を行い、理事会はそれに同調・追随していることから、民法の基本原則、「公共の福祉」、「信義則違反」、「権利の濫用」という不法行為を行っているという事実を公開し、再び同じような不法行為が起こらないように、学校教育法に規定された大学へと改革を促し、その結果として、控訴人の権利を回復することにある。

なお、原判決は、教授会議事内容の公開は教授会議事の秘密保護権益を理由とする不法行為であり、被控訴人大学の被った損害を賠償する責任があるとしているが、前述したように、公共道徳や個人の権利・利益、公共の利益といった「公共の福祉」に反する不法行為は、民法による保護法益の対象外である。

ここにおいて、保護の対象は教授会であり、法益の対象は教授会の議事内容であり、教授会議事は秘密保護権益の対象となるが、控訴人のインターネットへの情報公開は、被控訴人大学の「公共の福祉」などに反した不法行為であることから、保護法益の対象から外れ、結果として、控訴人の「公共の福祉」に合致する情報公開は不法行為とはならない。

① 「公開した議事内容には特任人事と直接関係しない、議事の秘密がある」に関して  
原判決の 35 頁 6 行目から 21 行目の文意は控訴人には理解しがたく、

- ・「大学の自治の中核をなす人事に関する事項」であるから、特任人事もこれに含まれ、その情報公開は議事の秘密を侵害するとも解釈され、
- ・その一方、特任人事以外の人事などに関する事項が公開されているから、議事の秘密を侵害しており、控訴人の不法行為は成立するとも解釈される。

前者に関しては、被控訴人大学経営学部執行部による、「公共の福祉」に反する不法行為であるから、被控訴人大学の教授会議事は秘密保護権益の対象外であり、不法行為とはならない、と控訴人は主張する。

後者に関しては、判決文の「直接関係しない、議事の秘密」の「直接関係しない」人事などの情報公開が不法行為を形成する、と解釈される部分である。

これに関して、不法行為の構造を明らかにして問題解決する方法には、「目的と手段で捉える」、「因果の関係で捉える」方法があり、その目的は何か、どのような手段を選択したのか、そのような結果となった原因や理由は何か、その原因や理由により何が起こったのか、という質問により、生起した事象をネットワークで構造化する方法がある。

控訴人は一見関係ないと思われるかもしれない事象もこの方法で観察し、関連する事実として情報公開しているのであり、「直接関係しない、議事の秘密」との判決の解釈には異議があることを主張する。この立証は、被告準備書面（6）の 5 頁（乙 1 4 6）、または、北村、井形執行部らによる特任拒否戦略鳥観図（乙 1 3 4）より、特任人事とは一見リンクしないと思われる事象、例えば、欠席者による議決方法も、その上位の目的の手段としてリンクすることで立証される。

北村グループ執行部の目的は何か、それは被控訴人大学で権力を掌握することであり、そのために体制の維持強化を図り、教授会メンバーの制御を行っているのである。その体

制の維持強化の最上位の目的を、理事会により懲戒処分され、和解ではあるが、実質勝訴した草薙裁判での彼の陳述書では次のように述べている（草薙氏陳述書、30～31頁）。

- ・北村理事は、自身が吉井氏から「パワハラ加害者」と指摘されていることを無視しつつ、懲戒等検討委員会では警察のように捜査を担い、理事会では検事のように追及するとともに裁判官のように判決を下す、という3つの役割において主導的な役割を果たしてきた。
- ・北村理事は一貫して徳永学長と対立し、学長を孤立させて力を削ぐ一方で、理事長の陰に隠れて理事会運営における主導権、つまり実質的な最高権力の掌握を画策してきたように見える。
- ・北村理事は自身の野望を妨げる者として、どのような理屈をつけてでも草薙を理事会から排除し続ける気ではないかとすら思ってしまう。

これらを総合的に評価して判断すると、秘密保護の対象となる「直接関係しない、議事の秘密」の「直接関係しない」は、北村グループ執行部の最上位の目的と「関係する」ことにより、秘密保護対象外となり、控訴人の情報公開による不法行為は、公共の福祉に合致する行為として不法行為を形成しない、ということになる。

## ② 公開した議事内容には特任人事と直接関係しないとした例示に関して

原判決では、34～35頁に、「特任人事とは直接関係しない議事の秘密」の例を示しており、これに関して「関係する」という観点で立証する。

### a 平成17年7月1日の合同教授会における人事権に関する事項等（甲1の5、1の8、乙31、101）への反論

控訴人が訴えた別件訴訟（本文、1頁）での最大の訴訟理由は、特任教員任用規程の条件を充たしておれば、労使慣行により、特任教員として任用されるということをも明らかにすることにあり、経営学部執行部による特任任用を妨害するパワハラはそれを立証する手段であった。

重複記載になるが、当時の大阪地裁の裁判経過を眺めると、パワハラに焦点が当てられ、労使慣行の審議は、被控訴人大学の虚偽データ、虚偽の準備書面の提出で終わり、反論あるいは立証の機会もなく判決が下されている。大阪高裁も同様に、控訴人が提出した、この有力な証拠、合同教授会での井阪理事長、重森学長の、「労使慣行は従前と変わらず」という発言などは全く採択されておらず、判決に寄与していないことから、未だに疑問を抱いている。結論は、控訴人による別件訴訟の重要な証拠で

あり、特任人事と密接に関係しているということである。

- b 平成 18 年 1 月 13 日の本件教授会における各教授の担当科目や受講生の数とコマ数の関係等（甲 1 の 7、乙 84）への反論

甲 1 の 7 は、「被告井形、被告池島および北村實らは、何故、原告を推薦委員会に推薦できなかったのか」を、関連する規程や事実をもとに検証したウェブページであり、指摘された 2012 年度春学期経営学部受講者数の傾向（資料：大阪経済大学教務課のデータベース）をもとに、控訴人の担当科目の受講者数は他の教員の担当科目のそれと比較して少なくないことから、控訴人の担当科目は不要若しくは必要度が低いとするカリキュラム委員会の見解が誤りであることを立証し、かつ、執行部の狙いである、特任申請要件を充たさないという理由を退けるために引用しているのであり、特任人事と密接な関係にあることを控訴人は主張する。

- c 平成 24 年 9 月 28 日の本件教授会における特任教員任用申請の一般的事項や、それに付随する授業担当計画書、カリキュラム委員会等の仕組みに関する事項（甲 1 の 7、乙 100、101）への反論

乙 100 は、2012 年 9 月 28 日の経営学部教授会で、井形学部長および北村實が控訴人の特任申請に適用する特任教員任用規程を説明しており、これは新規程を偽装した不正な規程であり、学部執行部がカリキュラム委員会という組織を使って不法行為をしていることを立証する重要な証拠であり、特任人事と密接な関係がある。

- d 平成 24 年 10 月 19 日の本件教授会における他の教授の担当授業やゼミに関する事項（甲 1 の 6、1 の 7、乙 106）への反論

乙 106 は、2012 年 10 月 19 日の教授会でのカリキュラム委員会報告の場面の音声データの反訳書であり、どのように議論が交わされているのか、その議論が第三者の目で適切かが識別できる、重要な証拠である。なお、ここでは、池島カリキュラム委員長は「経営学科のカリキュラムには変更がない」と説明しているが、同年 10 月 15 日に井形学部長はカリキュラム委員会の総意として控訴人の担当科目は不要若しくは必要度が低い。来年度は全て不開講であり、担当科目のない教員の特任人事は認めがたいと話しており、矛盾を示す、不法行為を立証する重要な証拠である。

結論として、特任人事と密接な関係がある証拠である。

なお、「他の教授の担当授業やゼミ」に関する事項は関係ないとの指摘であるが、



カリキュラムの審議が教授会でどのように議論されているのかという全体事象を理解して、その部分事象である特任人事における担当科目の扱いが適切か否かの判断が可能となる。このことから、特任人事と関係がないとみなすことは不適である。

- e 平成 24 年 11 月 16 日の本件教授会における学生のカンニング問題の処理に関する事項、山田が中国で捕まった際に行った支援決議に関する事項等（甲 1 の 4、1 の 6、1 の 7、乙 3、24）への反論

乙 3 は、2012 年 11 月 16 日の教授会での控訴人の特任人事に係る部分の音声データの反訳書であり、控訴人の特任人事は不受理になったと井形学部長が説明、山田、池野らの質問には全く答えず、北村は教授会議題ではないと議論させなかった、不法行為を立証する重要な証拠であり、特任人事と密接な関係がある。

なお、ここで指摘の学生のカンニング問題の処理に関する事項および山田が中国で捕まった際に行った支援決議に関する事項は、北村が議論を妨害するために発言した内容であり、この発言こそが執行部および北村らが組織的な不法行為を行っていることを強調するものである。なお、音声データの反訳書作成において、意図的に削除することは証拠の信頼性を損なうことになるということも考慮されるべきである。

ここでの結論として、「特任人事とは直接関係しない議事の秘密」の例すべてが、特任人事と密接に「関係する」ということを立証したことにより、秘密保護の対象となる「直接関係しない、議事の秘密」は「関係する」ことによって、秘密保護対象外となり、控訴人の情報公開による不法行為は、公共の福祉に合致するため、不法行為を形成しない、ということになる。

### ③ 教授会の議事内容の公開による教授会での発言の萎縮とその実害に関して

原判決の 34～35 頁で、教授会の議事内容の公開は教授会構成員の教授会での発言を萎縮させるというマイナス効果が働き、その不法行為により、被控訴人大学に対し、損害を賠償すべき責任を負うとするが、萎縮させているのは控訴人の情報公開という行為よりはむしろ、学部執行部の教授会構成員への抑圧の方にあることを立証する。

- a 教授会の審議の実態は、自由な発言を封じられ、既に萎縮している

控訴人の無断録音による教授会議事の内容のウェブ公開は教授会構成員を萎縮させ、教授会の適正な意思決定を妨げ、ひいては大学の自治を脅かす行為であり、この

議事の秘密保持に反する不法行為による損害を賠償する責任を負うとするが、控訴人は、西口俊子教授の「いけにえ」という表現（乙81）に示されるように、経営学部執行部による「みせしめ」とみなすべき不法行為により、執行部の意向に従うという慢性的な萎縮状態にあることを示し、控訴人の情報公開は、教授会メンバーの慢性的な萎縮状態を解放することに寄与する、公共性、公益性のある行為であると主張する。次のデータは、その事実を示している。

教授会での カリキュラム委員会 審議部分	審議 時間	発言者		教授会 総数	発言者内訳(人数)			ウエイト(%)		
		除く、 執行部	執行部		執行部	発言者	無発言者	執行部	発言者	無発言者
2004年5月21日 教授会	26m47s	吉井 青木	北村 山田 樋口	25	3	2	20	12.0	8.0	80.0
2006年1月13日 教授会	14m59s	本田 吉井 伊藤	樋口 北村 二宮	28	3	3	22	10.7	10.7	78.6
2012年1月27日 教授会	30m6s	藤嶋 吉井 山田	井形 北村 池島	41	3	3	35	7.3	7.3	85.4
2012年9月10日 教授会	65m38s	吉井 本間 林田 黒田 後藤 太田	井形 北村 池島	45	3	6	36	6.7	13.3	80.0
2012年9月28日 教授会	8m50s	吉井	井形 北村	45	2	1	42	4.4	2.2	93.3
2012年10月19日 教授会	29m7s	吉井 山田 鈴木	井形 北村 池島 樋口	45	4	3	38	8.9	6.7	84.4
2012年11月16日 教授会	37m15s	吉井 山田 渡辺 太田 池野	井形 北村 樋口 二宮	45	4	5	36	8.9	11.1	80.0
2013年1月18日 教授会	9m41s	吉井	井形 池島	45	2	1	42	4.4	2.2	93.3
<b>平均</b>	<b>27m48s</b>			<b>40</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>34</b>	<b>7.5</b>	<b>7.5</b>	<b>85.0</b>

控訴人がウェブに公開した8つの教授会におけるカリキュラム委員会の審議では、平均27分48秒の審議時間において、40名中、3名が発言し、3名が北村グループの執行部および元執行部である。残り34名、85%の教員は発言していない。

この事実データは、教授会の適正な意思決定を阻害しているのは、大学の自治という名のもとで、執行部による教授会の審議内容に関して、教授会構成員に対し、暗黙の圧力をかけているためであり、大学の自治を脅かしているのは、控訴人ではなく、被控訴人大学経営学部執行部である。控訴人の行為は公共の福祉などに合致することから不法行為とはならず、萎縮への責任を問われることはないと主張する。

b 草薙裁判での草薙氏の陳述書は、執行部による萎縮を推認させる

草薙氏の陳述書には、学長執行部として全学部を観察した経緯を踏まえて、教授会

構成員の萎縮は、控訴人の無断録音による教授会議事内容のウェブ公開とみなすよりは、経営学部教授会執行部に問題があることを指摘している。本文31頁の、㊦草薙信照元副学長・理事の陳述書（平成28年10月21日）㊧草薙氏が、弁明で表現した学内の状況を参照されたい。

c 山田元学長補佐の音声データは、執行部による萎縮を推認させる

前述の山田文書（乙141、22～23頁）は、学部執行部による不法行為があったことを教授会構成メンバーの一人として証言している。ここでは、2012年10月19日に控訴人が山田氏に相談した反訳書より、それが推認される証拠を1つ抜粋し、教授会構成員の萎縮の元凶は執行部ということを立証する（乙5、乙104）。

- ・この9月で2人の期限付きの人が終わっていきまじけどね、あの人たちなんて、ほんとにかわいそうですよ。その間、特に育てる努力をしたかとかね、うちで駄目なら次の職場についてね、それなりの努力をして、みんな、見つけてあげようとするのかも無い。何もしないでしょ。それでね、給料半分で仕事せ、というだけでね、そして、そういう立場だからモノ言えないですからね

（注釈：期限付教員のことで、教授会構成メンバーの2割を占める（乙80）。彼らの雇用延長のレフェリーは特任教授の二宮氏が担当することが多く、慣例として特任教授は教授会には出席しないが、彼は休むことなく、北村氏と連携して教授会で発言している。）

このように控訴人の萎縮効果を問題にするよりは、学部執行部による、教授会構成員への抑圧による萎縮の方を問題とすべきであって、控訴人の情報公開は執行部による萎縮からの解放に寄与するものであることから、公共の福祉などに合致することにより、不法行為とはならず、萎縮への責任を問われることもない、これが結論であって、したがって、損害賠償は発生しない。故に、不法行為による仮執行は却下すべきと控訴人は主張する。

なお、控訴人は、控訴人の行為は不法行為とはならないことを、次の「3 結論」の後に、本控訴理由書の2章の構成を示しているので立証過程を確認されたい。

### 3 結論

以上で述べたとおり、争点5と争点6による原判決「控訴人は、被控訴人大学に対し、30万円及びこれに対する平成26年4月22日から支払済みまで年5分の割合による金員

を支払え」との判決は事案の本質を見誤り、間違った判断をしてしまったものであり、この部分の判決およびその仮執行の取り消しを求める。

重複するが、その判決の根拠となった、  
「教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）によって被控訴人大学が被った損害」、  
「被控訴人大学は、その運営する本件大学の教授会における自由な発言による議論が阻害され、教授会による適正な意思決定が脅かされるという無形の損害」、  
「ホームページ上に複数回にわたり本件教授会の内容を音声データの形式等で公開するという控訴人の不法行為の態様、公開された議事の内容、その他本件に顕れた一切の事情」については、教授会執行部による不法行為が教授会の自由な発言を阻害し、教授会構成員を萎縮させ、適正な意思決定を妨げていることから、被控訴人大学は自らの保護法益である議事の秘密の保護法益を放棄していることになる。

その一方、控訴人によるウェブで公開した議事の秘密に相応する教授会の議事内容、その音声データ、その他一切は、被控訴人大学が遵守すべき、教育基本法および学校教育法の規定に抵触していること、公教育への責務を果たしていないこと、大学内および経営学部教授会というブラックボックス、不可視化な空間で、教授会の審議内容に関して様々な不法行為をしていることなどを可視化するものであり、不法行為の撲滅、規程の遵守、公教育としての責任を果たすことを求めた公共の福祉に適合する行為であることから、控訴人の行為は不法行為を形成しない。よって、被控訴人大学に対する 30 万円という損害賠償およびその仮執行の取り下げを求めることを重ねて強調する。

なお、被控訴人大学においては、本文で述べたように次の 2 件の証拠提出を求める。

- ・木村学部長作成の理事会資料「特任教員任用手続きの正当性」と井形・池島作成の「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書
- ・70 歳定年に戻すという動きがあったのか、なかったのか、それを示す事実情報を証拠として提出されること

以上

※ 参考

～ 本控訴理由書の2章のアウトライン ～

2 教授会の議事内容の公開（議事の秘密の侵害）が不法行為を形成しないケース

(1) 争点5の精査により導いた原判決の事実関係について

- ア 不法行為の前提条件
- イ 不法行為の形成
- ウ 損害の評価と影響

(2) 争点5による原判決を否認する根拠と理由について

ア 原判決を否認する根拠

① 法制度の枠組みに反する行為は、その枠組みが不法行為とみなす要件となる

- a 教育基本法の規定に反するケース
- b 教授会の役割の規定に反するケース
- c 公教育と公務員に準じる立場に反するケース
- d 民法の基本原則に反するケース

② 控訴人は、被控訴人大学の不法行為を改善する努力を長期間行ってきた

- a 2004年2月23日、経営学部教授会メンバーに教授会運営の改善を提案する
- b 2005年9月24日、理事会・評議会に経営学部教授会運営の改善を提案する
- c 2005年1月07日、重森学長に経営学部教授会運営の改善を提案する
- d 2008年2月22日、井阪健一理事長に経営学部教授会運営の改善を提案する。

イ 被控訴人大学、経営学部執行部（除く、濱本、渡辺体制）による不法行為

① 「法制度の枠組み」に反する不法行為の存在

- a セクハラに関すること（乙27～29）
- b カンニングした学生の不正処理による「不受験」とする行為（乙86、乙87）
- c 教員の公募採用システムにおける、公募者への公正な審査を欠く偏った採用人事
- d 経営学部教員の昇格人事や担当科目への組織的な不適切な行為

② 教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性を利用した不法行為について

- a 内部規程の制定権にみられる、経営学部教授会決議方法に関する不法行為
- b 内部規程の制定権にみられる、特任教員任用規程の偽装とその適用という不法行為

③ 遵法精神の欠如による不法行為について

- a 文部科学省の規定、履修科目変更届け出の手続き（乙132）を無視した不法行為
- b 控訴人の特任申請にみられる、学内規程、学内組織を無視した不法行為

① 控訴人の3ヶ年の講義科目はカリキュラム委員会の承認を得ること

- ②学部長が控訴人の授業計画をつくる
- ③学部長は特任申請者と2人で協議して学部長が特任申請を決める。
- c 労使慣行の不存在の判決を勝ち取るために裁判制度を手玉に取った不法行為
  - ①被控訴人大学の提出書類には、証拠書類の虚偽、データの変造がある
  - ②労使慣行の存在を立証する重要な証拠が、判決の判断から遺脱している
- d 人為に人を貶める、縦横無人の不法行為の存在
  - ①控訴人が裁判の証拠としたことにより、不当な扱いを受けた方々の存在
    - (a)河本達毅教務課員のケース（乙107）
    - (b)経営学部准教授の山田文明学長補佐のケース（乙5、乙104）
      - ㊦山田文書「大学側の不法行為に真摯な反省を一吉井訴訟とその判決から考えるべきこと一」（組合員交流誌「蒼い泉」）（乙141）
      - ㊧山田文書「経営学部教授会で配布された2文書への批判」（乙142）
        - ㊱理事会資料「特任教員任用手続きの正当性」
        - ㊲「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書
    - (c)情報社会学部教授の草薙信照副学長・理事のケース
      - ㊦北村實総務担当理事への第2回口頭弁論（平成28年12月22日）
      - ㊧草薙信照元副学長・理事の陳述書（平成28年10月21日）
        - ㊱3つの処分理由
        - ㊲草薙氏が、弁明で表現した学内の状況
          - i 教授会専決事項という壁の存在
          - ii 公正性に欠ける理事会と情報公開の必要性、裁判はその1つの手段
          - iii 組織は人なり、人為に偏した組織、懲戒等検討委員会の問題点
          - iv 草薙氏が観察する、北村實理事とはどういう人物か
          - v 本当に懲戒処分すべきは誰か
  - ②人為に偏した定年延長の動きの確認
- ウ 原判決における、控訴人による教授会議事の無断録音は不法行為には当たらない
  - ① 教授会における録音の必要性和執行部の悪意について
    - a 録音は経営管理の有効な手段
    - b 録音は教授会の議事運営の透明性を高め、議事録の信頼性を高める有効な手段
    - c 教授会議事録を録音することを提案したのは控訴人である
    - d 北村および、そのグループの執行部の対応には悪意がある
      - ①教授会議事録修正可否小委員会の設置（乙144）

②録音希望者は、出席者の了解を得て行うとの内規について

② 控訴人の無断録音は不法行為に当たらない

エ 控訴人によるインターネットへの情報公開は不法行為には当たらない

① 「公開した議事内容には特任人事と直接関係しない、議事の秘密がある」に関して

② 公開した議事内容には特任人事と直接関係しないとした例示に関して

- a 平成 17 年 7 月 1 日の合同教授会における人事権に関する事項等（甲 1 の 5、1 の 8、乙 31、101）への反論
- b 平成 18 年 1 月 13 日の本件教授会における各教授の担当科目や受講生の数とコマ数の関係等（甲 1 の 7、乙 84）への反論
- c 平成 24 年 9 月 28 日の本件教授会における特任教員任用申請の一般的事項や、それに付随する授業担当計画書、カリキュラム委員会等の仕組みに関する事項（甲 1 の 7、乙 100、101）への反論
- d 平成 24 年 10 月 19 日の本件教授会における他の教授の担当授業やゼミに関する事項（甲 1 の 6、1 の 7、乙 106）への反論
- e 平成 24 年 11 月 16 日の本件教授会における学生のカンニング問題の処理に関する事項、山田が中国で捕まった際に行った支援決議に関する事項等（甲 1 の 4、1 の 6、1 の 7、乙 3、24）への反論

③ 教授会の議事内容の公開による教授会での発言の萎縮とその実害に関して

- a 教授会の審議の実態は、自由な発言を封じられ、既に萎縮している
- b 草薙裁判での草薙氏の陳述書は、執行部による萎縮を推認させる
- c 山田元学長補佐の音声データは、執行部による萎縮を推認させる

～ 本控訴理由書の 2 章のアウトラインの終わり ～